

福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティの自律経営に向けて、本市のコミュニティ関連施策のあり方について検討するため、福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会（以下「検討会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティ支援施策に関すること。
- (2) コミュニティに係る地域の課題に関すること。
- (3) コミュニティに係る行政の課題に関すること。
- (4) その他コミュニティに関すること。

(委員)

第3条 検討会は、別表に掲げる者で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、検討会の会議を招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第8条 検討会の事務を処理するため、福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会委員名簿

	氏名	役職等
委員	青木 武	区自治協議会会長会等会長
委員	荒瀬 泰子	区 長
委員	池浦 順子	地域活動実践者
委員	石森 久広	学識経験者
委員	小林 昌樹	区自治協議会会長会等会長
委員	陶山 博道	市民局長
委員	高原 秀雄	公民館長会会長
委員	多田 安幸	区自治協議会会長会等会長
委員	十時 裕	地域活動実践者
委員	中村 健士	区自治協議会会長会等会長
委員	原田 陽次	区自治協議会会長会等会長
委員	平山 清子	自治協議会会長
委員	福山 誠	区自治協議会会長会等会長
委員	松村 良子	地域活動実践者
会長	森田 昌嗣	学識経験者
委員	結城 勉	区自治協議会会長会等会長
委員	吉田 利枝	公民館長
委員	吉村 哲夫	区 長